

児童福祉法に基づくみらいがくいん（放課後等デイサービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 BAILA（以下「事業者」という。）が設置するみらいがくいん（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び「静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 みらいがくいん

（2）所在地 静岡市清水区興津中町 1062 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）

を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成すること。

(ウ) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員又は、保育士 2名以上

放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。ただし、状況に応じ、特別に営業する場合もある。

(2) 営業時間

・月曜日から金曜日 9時00分～18時00分

・土曜日及び長期休暇 9時00分～17時00分

ただし、状況に応じ、特別に変更となる場合もある。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

・月曜日から金曜日 13時00分～17時30分

・土曜日及び長期休暇 9時30分～16時30分

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

10名

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む）及び難病等対象者）

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービス計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

体操、サッカー、ダンス、音楽活動等

(イ) 集団生活適応訓練

会話、学習等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作、習字等

(エ) 健康指導

健康チェック、健康相談

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食費 450円/食

(2) キャンセル代 1000円から/回

(3) 前各号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当とみられるものの実費については、利用者から徴収するものとする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 1 1 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）室内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。

（２）宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行わないこと

（利用者負担額等に係る管理）

第 1 2 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 21 条の 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の 5 第 1 項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 3 条 通常の事業の実施地域は、静岡市の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 1 4 条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 1 5 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 1 6 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により静岡市長が行

う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して静岡市長が行う調査に協力するとともに、静岡市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

第 18 条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び、虐待防止委員会の設置
- （2）施設における虐待防止のための指針整備
- （3）成年後見制度の利用支援
- （4）苦情解決体制の整備
- （5）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

（身体拘束に関する事項）

第 19 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児又は、他の障害児等の生命又身体、権利が危険にさらされる等の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- （1）障害児又は他の障害児の生命、又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- （2）身体的拘束等を行う以外に生命又は、身体を保護する手段がないこと
- （3）身体拘束等が一時的なものであること。

3 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う時には、管理者、児童発達支援管理責任者等の数名の組織で判断をし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要事項を記録し保管する。

（感染症に関する事項）

第 20 条 事業者は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- （1）感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。
- （2）感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。

（３）感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

（その他運営に関する重要事項）

第２１条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後３カ月以内

（２）継続研修 年２回

２ 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３ 事業所は、障害児等に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年１２月２１日より施行する。

この規程は、令和２年２月１日より施行する。

この規程は、令和２年４月１日より施行する。

この規程は、令和２年７月１日より施行する。

この規程は、令和３年５月１日より施行する。

この規程は、令和５年４月１日より施行する。

この規程は、令和７年９月１日より施行する。